

相模原市ふるさと納税推進業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

相模原市 市長公室 シティプロモーション戦略課

第1章 プロポーザル参加に関する手続等

1 業務概要

(1) 件名

相模原市ふるさと納税推進業務委託

(2) 履行期間

令和8年6月1日（予定）から令和11年3月31日まで

※受託者による業務の開始日は令和8年8月1日を想定しており、令和8年6月1日（予定）から令和8年7月31日までは業務開始に向けた準備期間とし、当該期間に関しての委託料は発生せず、準備期間中に発生する費用については、受託者が負担することとする。

(3) 履行場所

相模原市が指定する場所

(4) 契約上限金額

1, 191, 616千円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の上限額は、次のとおりとする。

令和8年度（8月1日～3月31日）：315, 720千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度：417, 069千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度：458, 827千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

参加申込書受付期間	令和8年4月1日（水）から 令和8年4月13日（月）正午まで
質問書受付期間	令和8年4月1日（水）から 令和8年4月13日（月）正午まで
参加資格確認結果通知書交付日	令和8年4月16日（木）
質問に対する回答送付日	令和8年4月17日（金）午後5時頃
企画提案書等提出期間	令和8年4月20日（月）から 令和8年5月8日（金）午後5時まで
プレゼンテーション実施日	令和8年5月14日（木）※仮日程
受託候補者の選定結果通知日	令和8年5月20日（水）
契約締結	令和8年6月1日（月） ※予定

3 担当部署及び問い合わせ先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市 市長公室 シティプロモーション戦略課

電話 042-707-7045 FAX 042-753-7831

メールアドレス pr@city.sagamihara.kanagawa.jp

4 必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 相模原市契約規則に基づく令和8年度競争入札参加資格者として認定されていること。
- (8) 過去3か年（令和5年度から令和7年度）において、地方公共団体との間で同種の業務の契約実績を有すること。

5 参加手続等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次のとおり参加に必要な書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 会社概要書（様式2）
- (ウ) 同種契約実績書（様式3）

※本件と同種の契約を履行した実績について、契約の概要を記載すること。ただし、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に完了した契約に限る。また、記載した各々の実績がわかる書面（契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。

イ 受付期限

令和8年4月13日（月）正午まで（必着）

ウ 提出先

相模原市 市長公室 シティプロモーション戦略課

担当：野口

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-1 1-1 5

TEL：042-707-7045

E-mail アドレス：pr@city.sagamihara.kanagawa.jp

エ 提出方法

電子メールにて提出すること。その後速やかに、原本を郵送又は持参で提出すること。

なお、持参する場合には、必ず上記担当者（直通 042-707-7045）まで事前に連絡すること。

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加申込書の提出者について、資格要件を満たしているかどうかの確認を行い、結果について次のとおり通知を行う。

ア 令和8年4月16日(木)

イ 送付方法 電子メール

(3) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について質問がある場合は、次のとおり質問書の提出をすること。質問内容及びその回答は、参加者全てに通知する。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出書類

質問書(様式4)

イ 提出期限

令和8年4月13日(月)正午まで(必着)

ウ 提出先

相模原市 市長公室 シティプロモーション戦略課

担当:野口

E-mail アドレス: pr@city.sagamihara.kanagawa.jp

エ 提出方法

電子メールにて提出すること。

オ 回答期限及び方法

令和8年4月17日(金)午後5時頃まで 電子メールによる

※同内容を質問者以外すべての参加者に対しても電子メールにより周知する。

※回答を受信後、着信確認メールを返信すること。

6 参加資格の喪失

参加申込書の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格のすべての要件を満たすものではなくなったとき

イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき

第2章 業務に関する事項・企画提案について

1 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

契約上限金額は、1, 191, 616千円（税込）とする。

なお、各年度の契約上限額は、「第1章 1. 業務概要（4）契約上限金額」を確認すること。

契約期間は、令和8年6月1日（予定）から令和11年3月31日までとする。

令和8年6月1日（予定）から令和8年7月31日までの間は、令和8年8月1日から委託業務が開始できるように準備を行う期間とし、準備を行う期間の経費は委託事業者側での負担とし、準備を行う期間に支払いは発生しないものとする。

また、提案書提出時には参考見積書を提出するものとする。

2 企画提案について

企画提案書は、「提案書評価基準」を確認の上、様式指定のあるものは様式を用い、その他、下記要領に基づき作成すること。

(1) 過去3か年（令和5年度から令和7年度）の業務実績（様式3）

業務名称、発注自治体名、実施期間、実施概要について、参加意向申出の際に申し出たものも含めて、代表的なものを3件記入すること。（3件に満たない場合は最大数。）

※寄附金額が多いものから順に契約実績を記載すること。

(2) 配置予定者の経歴、業務実績等について（様式6）

役割欄は、統括責任者・担当者の別を記入すること。所有資格は、本業務の実施に関連するものを記入すること。

なお、本業務を実施するうえで、資格を有していることを条件としない。

業務経歴等については、本業務と同種業務を中心に記入すること。（概ね10年以内の経歴）

複数名分提出する場合は、本市の主担当とする者を役割欄に明示すること。

(3) 提案書表紙（様式5）

(4) 企画提案書（様式自由）

提案書は原則としてA4サイズ・縦置き・横書き・両面印刷・30ページ以内で作成すること。フルカラー/白黒は問わない。また、提案書には、一切社名等（代表者名・社員名・企業ロゴ、担当者写真等、社名が推察されるもの）の表記を行わないこと。

提案書については、ヒアリング（プレゼンテーション）で使用するものであり、ヒアリング当日の追加資料配布は一切認めない。

(5) 参考見積書（様式7）

参考見積書に記載する金額は、令和8年度（令和8年8月1日から令和9年3月31日）から令和10年度までの総額（税抜き及び税込み金額）とすること。

なお、積算にあたっては、次のア、イの寄附があった場合に要する委託料とし、「エ 見積項目」の項目ごとに各年度について積算し、記載すること。また、各項目の算出根拠も記載すること。

ア 寄附受入見込件数・寄附金額

令和8年度（令和8年8月1日から令和9年3月31日）

件数：18, 800件 寄附額：905, 000千円

令和9年度

件数：26,000件 寄附額：1,194,000千円

令和10年度

件数：29,000件 寄附額：1,313,000千円

イ ワンストップ特例申請受付見込件数

令和8年度（令和8年8月1日から令和9年3月31日）

紙申請：2,900件

令和9年度

紙申請：3,900件

令和10年度

紙申請：4,400件

ウ 契約上限金額（令和8年度（令和8年8月1日から令和9年3月31日）から令和10年度）

1,191,616千円（消費税及び地方消費税を含む。）

エ 見積項目（記載する内容）

（ア）基本委託料

（イ）返礼品費用

（ウ）寄附金受領証明書等の発送に係る費用

（エ）ワンストップ特例申請書受付費用（紙申請）

※単価欄への記載は、項目（ア）、（イ）については、対象寄附金額に対する割合を記載し、項目（ウ）、（エ）については、それぞれ積算に用いた単価を記載すること。

オ その他留意事項

（ア）「エ 見積項目」項目（ア）から（エ）以外に経費が生じる場合は、見積項目を追加して見積金額、算出根拠を記載すること。

（イ）「エ 見積項目」項目（ア）から（エ）（及び追記した項目があればその金額）の合計額を、「左の税抜金額」欄に記載し、その消費税額を「左の消費税額」欄に記載すること。

双方の合計額を「合計」欄に記載すること。この「合計」額を参考見積金額とする。

（ウ）ポータルサイト利用料及びクレジットカード決済料は、本市が負担し、委託料に含まない。

（エ）委託料の削減提案がある場合は、提案書に削減提案内容及びその額を記載すること。

（オ）ア、イに示す数量等は、過去の実績等を参考に算出した本委託業務の参考見積書作成のための条件として仮定したものであり、変動の可能性に留意すること。

（6）企画提案書等の提出について

ア 提出書類とその部数

（ア）過去3か年（令和5年度から令和7年度）の業務実績（様式3）＝1部

（イ）配置予定者の経歴、業務実績等について（様式6）＝1部

（ウ）提案書表紙（様式5）

（エ）参考見積書（様式7）＝1部

（オ）企画提案書＝10部（正1部 副9部）

※文字サイズは10ポイント以上とする。

※見積書は選定の参考として使用するものであり、予算担保するものではない。

イ 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出先

相模原市 市長公室 シティプロモーション戦略課

担当：野口

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央2-1 1-1 5

E-mail アドレス：pr@city.sagamihara.kanagawa.jp

エ 提出方法

郵送または持参により、令和8年5月8日（金）午後5時（必着）までに提出すること。

なお、併せて電子メールでも提出すること。

※電子メールの添付ファイルの合計は10MB以下とすること。なお、10MBを超えてしまう場合は、上記担当者（直通042-707-7045）まで事前に相談すること。

(7) 無効となる企画提案書

以下に該当する提案は無効とする。

ア 参加資格を有しない者の提案

イ 参考見積金額が、契約上限金額を超える提案

ウ 虚偽の記載をした提案

エ プレゼンテーションに出席しなかった者の提案

オ 本実施要領において記載された事項以外の内容を含む提案

(8) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の選定以外の目的では使用しないものとする。

ウ 企画提案書等は、「相模原市情報公開条例」等関係法令に基づく情報公開請求がなされた場合、又は本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

エ 提出された書類は、選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

オ 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

カ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとする。

キ 提出された書類は返却しないものとする。

第3章 審査の方法及び受託者の選定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が設置した評価委員会にて行う。なお、評価委員会の庶務は、シティプロモーション戦略課で担当する。

2 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和8年5月14日(木) ※仮日程

※時間及び場所の詳細については対象者に別途連絡する。

(2) 場所

相模原市役所本庁舎及び周辺の会議室

(3) 実施方法等

ア プレゼンテーションは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

イ 評価基準に従い評価を行う。

ウ 参加者側の出席者は3人以内とする。

エ 時間は、15分間以内で説明を実施した後、10分程度の質疑応答を予定している。

オ プレゼンテーションにおいて、提案を行う企業名の特定に繋がる表現や発言を避けること。

3 評価

評価委員会における提案書の評価は、「提案書評価基準」に基づき行い、最も得点の高い提案者を候補者とする。

4 受託候補者の選定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、評価点の最も高い提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 評価はAからEの5段階とするが、「提案書評価基準」の「1. 体制に対する評価」の「業務実績」及び「4. その他」の「その他の提案」以外の各評価項目において、評価委員の半数以上がE評価とした項目があった場合、得点に関わらず不適合とみなす。

(3) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

(4) 最高得点獲得者が2者以上となった場合は、次の項目の順位にしたがって選定する。

ア 評価項目のうち「業務内容」の平均得点が高い者

イ 評価項目のうち「業務体制」の平均得点が高い者

ウ くじ引きにより決定

(5) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、受託候補者を選

定しない場合がある。

- (6) 提出者のうち、受託候補者として選定した者及び選定されなかった者に対して、その旨を書面（電子メール）により令和8年5月20日（金）までに通知する。電話等による対応は行わない。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

5 選定の取消

受託候補者として選定された者は、選定の日から契約締結の日までの間に、次に該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての選定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新た受託候補者として手続を行うものとする。

- (1) 第1章「4 必要な資格」に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

6 その他

- (1) 本契約において契約書の作成を要する。
- (2) 本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（仕様、価格等）の契約を保証するものではない。業務内容の詳細及び仕様書は、採用された企業等と相模原市との協議のうえで決定する。
- (3) 企画提案の内容については、履行の義務が生じるものとする。また、契約締結後において、第1章「4 必要な資格」に関する内容に虚偽が判明した場合には、発注者は契約を解除できるものとし、受託者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。
- (4) 受託候補者が辞退等により契約締結ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。
- (5) 参加申込書及び企画提案書の提出に関わらず、いつでも参加を辞退することができる。ただし、企画提案書の選定後は原則として棄権することはできない。また、選定された権利を他者に譲渡することはできない。
- (6) 参加を辞退した場合でも、これを理由として以後の本業務以外にかかる選定等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (7) 参加申込書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は参加者の負担とする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は選定以外に提出者に無断で使用しない。
なお、採用された企業等の参加申込書及び企画提案書を公開する場合には、事前に企業等の同意を得るものとする。
- (9) 参加申込書及び企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (10) 提出を受けた参加申込書及び企画提案書類の返却は行わない。
- (11) 選定結果に対する異議申し立ては認めない。
- (12) 以下に該当した場合は失格とする。
 - ア 参加申込書及び企画提案書類の提出が遅延した場合や、災害や公共交通機関の事故等、やむを得ないと判断される合理的な事由がなくプレゼンテーションに遅刻した場合。

イ 参加申込書及び企画提案書類に虚偽の記載をした場合。

ウ この文書に記載した諸条件に違反した場合。

エ その他、公正な選定に支障をきたすと認められる行為等、受託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合。

(13) 注意事項

ア 受託者は、委託業務の履行に当たって、第三者の著作権を侵害してはならない。成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを発注者に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

イ 受託者は、本業務により作成した成果品についての一切の著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を発注者に無償で譲渡し、以後、著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。ただし、成果品の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合及び受託者が当該成果品の利用を希望する場合には、その旨を事前に委託者に通知し、当該著作権の取扱いについて協議の上、取扱いを定めるものとする。